

## 厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業を行う地域児童クラブを運営する者に対し、予算の範囲内において厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により、放課後児童健全育成事業を行う地域児童クラブ（以下「クラブ」という。）を運営する者（以下「運営者」という。）であること。
- (2) 当該年度の4月1日から3月31日まで（年度の途中においてクラブを新たに開所した場合にあっては、当該開所した日の属する月の翌月初日から3月31日まで）における開所日のうち、1月当たり20日以上クラブに通所する児童を月平均10人以上受け入れていること。  
この場合において、通所する日数が1月当たり20日未満の児童にあっては、児童の通所日数をクラブの開所日数で除した値の合計を人数とし、1人未満の値にあっては、その値を切り上げるものとする。

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする運営者は、厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約等
- (4) 対象児童の名簿及び児童出席簿（年度の途中においてクラブを新たに開所した場合にあっては、開所月分の出席簿）
- (5) 役員及び職員名簿
- (6) 運営委員会等構成員名簿
- (7) 利用者募集のためのパンフレット等
- (8) 障がい児受入加算費にあっては、障がい児の療育手帳、身体障害者手帳の写しその他障がいがあることを証する書類
- (9) 処遇改善加算費にあっては、放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善計画書

### (変更等)

第5条 補助金の交付の申請をした運営者は、前条各号に掲げる書類の内容に変更等が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

### (交付決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による補助金の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付決定通知書により、運営者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた運営者が補助金の交付を請求しようとする

きは、厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の追加交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた運営者のうち、追加交付を受けようとする者は、厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金追加交付申請書に追加の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の追加交付を決定したときは、厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金追加交付決定通知書により、運営者に対し通知するものとする。

3 前項の規定により追加交付決定を受けた運営者が補助金の交付を請求しようとするときは、地域児童クラブ設置育成事業補助金追加交付請求書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 補助金の交付決定を受けた運営者は、次に掲げる書類を常に整備しておかなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 現金出納簿
- (3) 児童出席簿
- (4) 補助金に関する書類

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた運営者は、補助金の交付を受けた年度が終了した日から30日以内に、厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 運営状況報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) 出席状況報告書及び児童出席簿の写し
- (4) 開所時間が確認できる資料
- (5) 障がい児受入加算費にあつては、放課後児童支援員等資質向上研修を受講済みであることを証する書類
- (6) 支援員等の名簿
- (7) 処遇改善加算費にあつては、放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善実績報告書
- (8) 補助金事後評価書

(事業の廃止等)

第10条 補助金の交付決定を受けた運営者は、年度の途中において、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止した場合は、その日の属する月の翌月以降の補助金を市長に返還しなければならない。

2 前項の場合において、市長に返還する補助金は、交付決定額(障がい児受入加算費を除く。)を12で除した額に、12からクラブの運営月数を差し引いた月数を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた運営者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた運営者に対し、補助事業に関する報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命ずるものであること。

- 2 前項前段に規定する場合において、全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(財産の処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた運営者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 前項の規定により市長の承認を受けて財産を処分した場合は、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた運営者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間（前条第1項に規定する期間が5年を超える財産の取得があるときは、その期間）保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 特定分

対象経費	補助額
放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費	<p>1 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2人以上の配置をする事業所</p> <p>《年間開所日数250日以上のクラブ》</p> <p>(1) 基本額（1支援の単位当たりの年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が10～19人の支援の単位 4,047,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円</p> <p>イ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 6,158,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円</p> <p>ウ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,158,000円</p> <p>エ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 6,158,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円</p> <p>オ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,601,000円</p> <p>(2) 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合） 1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×30,000円</p> <hr/> <p>《年間開所日数200～249日のクラブ》</p> <p>(1) 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,250,000円</p> <p>イ 構成する児童の数が10～19人の支援の単位 3,102,000円</p> <p>(2) 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合） 1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×30,000円</p>

	<p>2 放課後児童支援員、補助員等を配置する事業所</p> <p>《年間開所日数250日以上のクラブ》</p> <p>(1) 基本額（1支援の単位当たりの年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が10～19人の支援の単位 2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）× 29,000円</p> <p>イ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,868,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）× 26,000円</p> <p>ウ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,868,000円</p> <p>エ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,868,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）× 75,000円</p> <p>オ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>(2) 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する 場合） 1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時 間数×30,000円</p> <hr/> <p>《年間開所日数200～249日のクラブ》</p> <p>(1) 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円</p> <p>イ 構成する児童の数が10～19人の支援の単位 1,766,000円</p> <p>(2) 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する 場合） 1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時 間数×30,000円</p>
<p>障がい児受入加算費 （障がい児の受入れに必 要な経費）</p>	<p>《1支援の単位当たり》 1人当たり月額20,000円 (注) 受入日数に1月に満たない端数が生じたときは、これを1 月とみなし算定する。 (注) 障がい児受入加算費を適用する場合は、神奈川県が実施す る放課後児童支援員等資質向上研修を受講すること。</p>

## 2 その他分

対象経費	補助額
処遇改善加算費 (放課後児童支援員等の 処遇の改善に必要な経 費)	《1 支援の単位当たり》 $11,000\text{円} \times \text{賃金改善対象者数} \times \text{事業実施月数}$ (注) 「賃金改善対象者」とは、賃金改善を行う常勤職員数に1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。 (注) 当該年度において賃金改善が行われている、又は行う見込みである職員数により賃金改善対象者を算出すること。